

民間による患者等搬送事業に対する 指導及び認定に関する要綱

(平成2年2月2日消防局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市内の民間による患者等搬送事業者に対し必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「患者等」とは、健常者以外の者及び車椅子又はストレッチャーを必要とする者をいう。
- (2) 「患者等搬送業務」とは、患者等を搬送するために必要な構造又は設備を有する自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (3) 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 「認定事業者」とは、第12条による認定を受けた患者等搬送事業者をいう。
- (5) 「乗務員」とは、ストレッチャー及び車椅子等又は車椅子のみを固定できる自動車に同乗し、搬送業務に従事する者をいう。
- (6) 「患者等搬送用自動車」とは、ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車をいう。
- (7) 「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」とは、車椅子のみを固定できる自動車をいう。

(受講対象者)

第3条 受講対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 患者等搬送乗務員基礎講習は、仙台市内に事業所を置く事業所に勤務する乗務員又は受講を希望する仙台市民とする。
- (2) 患者等搬送乗務員定期講習は、前号に掲げる者と同様とする。

(指導)

第4条 消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内に事業所を置く患者等搬送事業

者に対し、別記 1 から別記 1 の 4 までの患者等搬送事業者指導基準（以下「指導基準」という。）に基づいて必要な指導を行うものとする。

（講習の実施等）

第 5 条 消防局長（以下「局長」という。）は、患者等搬送業務に必要な知識及び技術を習得させるため、患者等搬送乗務員基礎講習及び患者等搬送乗務員定期講習（以下「講習」という。）を別記 2 により行うものとする。

2 局長は、講習の実施計画を作成するものとする。

3 署長は、講習の実施について、実施日時、実施場所、その他講習の実施に関する必要な事項を患者等搬送事業者に通知するものとする。

（修了証の交付）

第 6 条 局長は、患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者に対し、修了証（様式第 2 号）を交付するものとする。

（修了証の再交付）

第 7 条 局長は、修了証の交付を受けた者から修了証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、修了証再交付申請書（様式第 3 号）により申請させ、再交付することができるものとする。

（適任証の交付等）

第 8 条 局長は、次の各号に掲げる者に対し、患者等搬送乗務員適任証（以下「適任証」という。）（様式第 4 号）を交付するものとする。

(1) 第 5 条第 1 項に定める患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者。

(2) 別記 3 に掲げる前号と同等以上の知識及び技術を有する者（以下「特例適任者」という。）で、特例適任者申請書（様式第 5 号）により申請した者。

2 適任証の有効期間は、交付の日の翌日から起算して 2 年とする。ただし、適任証の有効期間満了前に第 5 条第 1 項に定める患者等搬送乗務員定期講習を受講したときは、さらに 2 年間有効とし、それ以降も同様とする。

（適任証の再交付）

第 9 条 局長は、適任証の交付を受けた者から適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、適任証再交付申請書（様式第 6 号）により申請させ、再交付することができるものとする。

(講習等に関する事務手続)

第10条 講習に関する事務処理、基礎講習の修了証及び適任証の交付（再交付）又は特例認定者への適任証の交付手続きは、別記4によるものとする。

(講習の委託)

第11条 局長は、講習の全部又は一部を他の団体に委託することができるものとする。

(認定)

第12条 局長は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下同じ。）に定める次の各号に掲げる者のうち、仙台市内に事業所を置く患者等搬送事業者に対し、第4条に定める指導基準に適合していると認めたときは、患者等搬送事業者として認定するものとする。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業に許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

2 局長は、認定を受けようとする患者等搬送事業者に対し、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第13号）に乗務員名簿（様式第14号）及び患者等搬送用自動車届（様式第15号）を添付し、事業所の所在地を管轄する署長を経由して申請させるものとする。

3 署長は、患者等搬送事業調査書（様式第16号）により調査し、認定の適否に係る意見を付し、患者等搬送事業調査報告書（様式第17号）、患者等搬送事業認定（更新）申請書、乗務員名簿及び患者等搬送用自動車届を添えて、局長に報告するものとする。

4 局長は、患者等搬送事業者申請受理簿（様式第18号）により受理した後、患者等搬送事業調査書に基づき認定審査基準表（様式第19号）により審査を行い、認定するか否かを決定し、その結果を患者等搬送事業認定簿（様式第20号）に記載しておくものとする。

5 局長は、前項の審査の結果、指導基準に適合すると認めたときは、認定事業者台帳（様式第21号）を作成するとともに認定（否認定）通知結果書（様式第22号）を認定証（様式第23号）又は認定証（車椅子専用）（様式第23の2号）、患者等搬送事業者認定マーク（別図1）又は患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）（別図1の2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図2）又は患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）（別図2の2）（以下「認定証等」という。）を添えて、患者等搬送事業認定（更新）申請書を受理した署長に通知するものとする。

6 局長は、指導基準に適合しないと認めたときは認定（否認定）結果通知書を添えて、患者等搬送事業認定（更新）申請書を受理した署長を経由して申請者に通知するものとする。

（認定証等の交付等）

第13条 署長は、前条第5項により通知を受けたときは、認定事業者台帳を作成するとともに、速やかに患者等搬送事業者に認定証等を交付するものとする。

2 署長は、前項に掲げるものを交付するときは、患者等搬送事業者から認定証等受領書（様式第24号）を徴するものとする。

3 認定証等の有効期間は、交付の日の翌日から起算して5年とする。

（認定の更新）

第14条 局長は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとする認定事業者に対し、当該認定の期間の満了する日の3ヶ月前から当該認定の満了する日までの間に更新申請させるものとする。

2 更新申請の手続きは、第12条に規定する認定申請時の手続きを準用するものとする。

（認定証等の再交付）

第15条 局長は、認定事業者から認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、患者等搬送事業認定証再交付申請書（様式第25号）により管轄の署長を経由して申請させ、再交付することができるものとする。

2 局長は、患者等搬送事業申請受理簿により受理した後、申請書の内容を審査の上、認定事業者台帳を整理し、認定事業者に署長を経由して交付するものとする。

（業務内容の変更）

第16条 認定事業者は、認定を受けた業務内容を変更した場合は、業務内容変更届（様式第26号）により速やかに管轄の署長を経由して局長に届け出るものとする。

2 署長は、業務内容変更届の記載事項を確認し、認定事業者台帳を整理した後、当該業務内容変更届を局長に報告するものとする。

3 局長は、患者等搬送事業申請受理簿により受理した後、業務内容等変更届に基づき変更内容を確認し、認定事業者台帳を整理しておくものとする。

（事業の廃止）

第17条 認定事業者は、認定を受けた事業を廃止したときは、患者等搬送事業廃止届（様式第27号）により、速やかに管轄の署長を経由して局長に届け出るものとする。

(認定の取消)

第18条 局長は、認定事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条に定める指導基準に適合しなくなった場合。
- (2) 業務の遂行に当たって、患者等に対して不利益を与えるなど認定を継続することが不相当と判断される場合。
- (3) 患者等搬送業務に関し、犯罪行為その他社会通念上認定事業者としてふさわしくない行為をした場合。
- (4) 故意又は重大な過失により、患者等搬送業務実施中に重大な事故を発生させた場合。

2 署長は、前項の取消事案を確認したときは、認定取消調査書（様式第28号）により局長に報告するものとする。

3 局長は、患者等搬送事業申請受理簿により受理した後、認定取消調査書に基づき審査を行い、取消の可否を決定するものとする。

4 局長は、認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定簿の当該事業者欄を抹消するとともに、認定事業者台帳を整理し、署長に認定取消通知書（様式第29号）を添えて通知するものとする。

5 署長は、前項により通知を受けたときは、速やかに患者等搬送事業者に交付するとともに、患者等搬送事業認定簿の当該事業者を抹消し、認定事業者台帳を整理するものとする。

(認定の失効)

第19条 認定事業者が次の各号の一に該当するときは、認定はその効力を失うものとする。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効した場合。
- (2) 患者等搬送事業を廃止した場合。
- (3) 認定の有効期間が満了した場合。

(認定証等の返納等)

第20条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく認定証等を返納しなければならないものとする。

- (1) 第17条の定めにより事業を廃止した場合。
- (2) 第18条の定めにより認定を取り消された場合。

(3) 第19条の定めにより認定の効力を失った場合。

(4) 認定証等の再交付を受けた後、亡失した認定証等を発見した場合。

2 署長は、前項の認定証等の返納が行われない場合は、認定証等返納請求書（様式第30号）により認定証等の返納を求めるものとする。

3 署長は、認定証等を返納させたときは、患者等搬送用自動車等に記載されている「仙台市消防局認定」の表示を削除させるものとする。

4 署長は、認定証等の返納請求を行ったときは、認定証等返納報告書（様式第31号）により認定証等返納請求書の写しを添えて、局長に報告するものとする。

（認定事業者への指導等）

第21条 署長は、認定事業者に対し、指導基準の履行状況を年1回以上調査し、不適合事項が認められたときは、指導基準に適合するよう指導するものとする。

（特異事案の報告）

第22条 認定事業者は、搬送事業の実施において次の各号に掲げる特異な事象が発生したときは、特異事案報告書（様式第32号）により速やかに管轄の署長を経由して局長に届けるものとする。

(1) 利用者の容態が急変し、応急処置を実施した場合。

(2) 救急車を要請し、又は当初予定していた以外の医療機関に緊急に搬送した場合。

(3) 感染症に罹患した者で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症類型の疾患に該当する等、他の利用者に影響を及ぼす感染症患者を搬送した場合。

（情報の提供等）

第23条 局長は、認定事業者から診療情報の照会があったときは、仙台市消防局で把握している医療機関等の診療情報を提供するものとする。

2 局長は、市民等から患者等搬送事業者の照会があったときは、認定事業者を紹介するものとする。

（その他）

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、救急部長が定める。

附 則

この要綱は、平成２年３月１日から施行する。

附 則（平成１２年３月２２日改正）

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年２月１７日全部改正）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１日一部改正）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２１日一部改正）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。